

家電リサイクル制度評価検討小委員会の設置について

1．設置の趣旨

平成13年4月1日から施行された特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電4品目（エアコンディショナー、ブラウン管式テレビ受信機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機）のリサイクルを実施してきている（平成17年度の指定引取場所における引取台数：1162万台）が、不法投棄も依然として存在する（平成16年度自治体回収台数：年間17万台）。

特定家庭用機器再商品化法附則第3条においては、「政府は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、この規定に基づいて見直しを検討することとする。

（参考）特定家庭用機器再商品化法に基づく再商品化等の基準（リサイクル率、
（ ）内は平成17年度実績）

エアコン60%（84%）、テレビ55%（77%）

冷蔵庫・冷凍庫50%（66%）、洗濯機50%（75%）

2．検討事項

当面、上記の状況に鑑み、現行の家庭用機器に係るリサイクル制度を評価し、見直すべき点について検討いただくことを予定。

3．検討スケジュール

毎月1回程度開催、秋頃を目途に結論を得る予定。

4．運営方針

- ・小委員会は、学識経験者、関係業界、消費者、報道関係者及び地方公共団体関係者から構成する。
- ・経済産業省産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ（案）と合同開催を行うことを予定。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の小委員会の設置について（案）

（平成18年 月 日部会決定）

中央環境審議会議事運営規則に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の小委員会について、次のとおり決定する。

- 1．中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（以下「部会」という。）に、家電リサイクル制度評価検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
- 2．小委員会においては、特定家庭用機器再商品化法に基づく家庭用機器のリサイクルに関する事項についての検討を行う。
- 3．部会に設置する小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 4．家電リサイクル制度評価検討小委員会の決議は、部会長の同意を得て、部会の決議とすることができる。